

○警察本部における庶務業務の集中運用について

平成 14 年 3 月 14 日

埼 例 規 第 14 号・務

警 察 本 部 長

警察本部における庶務業務の集中運用について（例規通達）

この度、業務の効率化及び人員の効果的運用を図るため、みだしのことについては、次のとおり定め、平成 14 年 3 月 26 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 目的

警察事象の複雑、多様化に伴う業務の質的变化、量的増大及び新たな業務需要に対応するため、特定の部等において庶務係の所掌する業務（以下「庶務業務」という。）の集中運用を実施し、警察本部における業務の効率化及び人員の効果的運用を図ることを目的とする。

2 庶務業務を集中する部等

総務部（同部財務局装備課を除く。以下同じ。）、警務部、生活安全部サイバー局、本部交通部（交通部のうち交通総務課及び交通規制課をいう。以下同じ。）、交通部運転免許本部及び分庁舎警備部（警備部のうち公安第二課及び公安第三課をいう。以下同じ。）とする。

3 総括責任者等

- (1) 庶務業務の集中運用を適正かつ効果的に実施するため、総括責任者及び実施担当責任者を置く。
- (2) 総括責任者は、総務部にあっては総務部総務課次席、警務部にあっては警務部警務課次席、生活安全部サイバー局にあっては生活安全部サイバー局サイバー対策課次席、本部交通部にあっては交通部交通総務課次席、交通部運転免許本部にあっては交通部運転免許本部運転免許課次席、分庁舎警備部にあっては警備部公安第三課次席とし、庶務業務の集中運用に係る総括的な業務管理を行うものとする。
- (3) 実施担当責任者は、総務部総務課、警務部警務課、生活安全部サイバー局サイバー対策課、交通部交通総務課、交通部運転免許本部運転免許課及び警備部公安第三課の庶務を担当する課長補佐（課長補佐が置かれていない場合は係長）とし、庶務業務の集中運用に係る関係所属の担当者との連絡、調整を行うものとする。

4 集中処理する庶務業務

総括責任者は、関係所属の次席と協議の上、集中して処理する庶務業務を決定するものとする。

実施日

この例規通達は、平成14年3月26日から実施する。

実施日（平成15年3月31日務第721号）

この通達は、平成15年4月1日から実施する。

実施日（平成18年9月29日務第2845号）

この通達は、平成18年10月1日から実施する。

実施日（平成20年3月31日務第922号）

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

実施日（平成22年3月24日務第684号）

この通達は、平成22年3月29日から実施する。

実施日（平成22年3月30日務第770号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

実施日（平成23年3月22日務第649号）

この通達は、平成23年4月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

実施日（令和5年3月15日務第598号）

この通達は、令和5年4月1日から実施する。